

明確になっていなかったり、労働者に正確に伝わっていない場合、● ●手当を支給しながら、①残業代の支払いを一切否定されてしまうだけでなく（固定残業代であれば、その支給分は総額の残業代から差し引けますが、差し引けなくなります）、②当該手当が残業代の計算の上乗せとなってしまう、残業代の単価が高くなってしまいます。

4. 固定残業代として有効となる要件

会社が支払っている手当などが、固定残業代として残業代の全部または一部の支払いとして認められるための要件は最高裁判例が示しています。

- ① 時間外労働などの割増賃金の趣旨で支払われていること
 - ② 通常の労働時間の賃金と割増賃金部分が判別できることが少なくとも必要となります。
- 加えて、労働者との紛争を回避するためには、

③ 何時間分の時間外等の労働分の手当が明確にすること

④ 割増賃金の額が固定残業代の金額を上回る場合、その差額を支払う旨の合意

※ ただし、最高裁判例ではこの合意を必須要件とはしておらず、また合意がなくても差額は支払わなければならないため、必ずしも必要ではありませんが、双方の認識を明確にして誤解をなくすことが、紛争回避につながります。

5. 就業規則・賃金規程で明確に定めましょう

固定残業代の趣旨で支払っていた●●手当は、ちゃんと労働者にその趣旨が伝わっているでしょうか。

少なくとも、上記で述べたとおり、割増賃金として支払われていたことが明確で、通常労働の賃金と判別できないと、固定残業代の支払いとしても認められません。

固定残業代の趣旨で手当などを支払っている場合には、明確に

就業規則・賃金規程で定めておくことが望まれます。

6. 固定残業代の撤廃、縮小について

上記のとおり、固定残業代はいわば従業員の福利厚生的な意味合いが強く、会社側のメリットとしては、労働者が効率よく仕事をこなし、トータルの残業を減らす効果、残業代の計算作業を減らす効果などになります。

決していくら労働させても、固定残業代しか支払わなくてもよいという制度ではありません。

したがって会社側としてはあまりメリットを感じられないのであれば、固定残業代の縮小やそもそもやめることも検討されるかもしれません。

ここで注意が必要なのは、固定残業代の撤廃・縮小は労働者にとっての不利益変更にあたるため、個別の同意が必要になりますので注意してください。

（弁護士 竹内克己）

中小企業も他人事ではない？ 記者会見にみる危機管理対応

事業活動をしていると、トラブルや不祥事が発生することは避けられません。日本大学においては、せっかく理事長が交代して生まれ変わろうとしていた矢先の運動部員による薬物不祥事が発生し、記者会見が行われました。ジャニーズ事務所では、何十年も前から先代のセクシャルスキャンダルが暴かれ事業の根幹を揺るがす事態になっています。結局、最初の会見では当初設定した防波堤を易々と突破され、2度目の会見では会社を潰す発表までさせられてしまいました。

これらを他山の石として、企業にとって望ましい不祥事対応を考えてみたいと思います。

➤ ゴール設定を誤らない

まず、「絶対に破られてはいけないライン」をどこに設定するかという問題です。

このラインは「絶対に破られてはいけない」ので、悲観的でなくてはいけません。ラインを上げすぎると、そこを突破された瞬間にディフェンスがないままゴールを決められ、組織が崩壊します。

多分に後講釈が入りますが、適切なゴール設定としてはいずれも「事態の収束を図り組織が生き残ること」だったように思います。おそらく、両社の今回の会見を見ると、いずれも「お客さん（学生や取引先）の確保」にゴール設定を置いていたように思います。これではラインが前過ぎたのでしょうか。

➤ ゴール設定したらそれ以外は捨てる

ゴールを設定したら、全力でそこを守らないといけません。スケベ心を出して、あれもこれもと守っていてはゴール前の最終ラインの守備が疎かになります。

事態の収束につながらない「私たちの対応は適切だった」とか「私は知らなかった」とかの言い訳はどうでもいいのです。

➤ 自らコントロールできないことをコントロールしようとしない

自社がコントロールできるのは自社のことだけです。自社以外の事柄はそれぞれが決めることです。今後受験者数を維持したいとか、取引を継続したい、というのはまさ

に自社ではコントロールできないことです。できるのは「受験生や取引先にメッセージを伝えること」に尽きま
す。判断するのは先方であり、「取引が維持できた」というのは単なる結果です。

➤ 1 に誠意、2 に誠意、3、4
がなくて 5 に決意

弁護士がいうのもどうかと思いますが、どうにも感情と法は食い合わせが悪いものです。正確なデータ、情報をお伝えすることで「誠意」を見せる必要がありますが、その評価を自ら言ってしまうのは逆効果です。法的な正当性を主張するのは、裁判所で行うにとどめるべきであって、記者会見で行うべきではありません。記者会見においてジャッジする人は、記者だったり聴衆だったり、果てはメディアで視聴する顧客（予備軍）であって、裁判所ではないのです。

嘘やごまかし、問いに答えない態度というの是最悪です。新たな火種となって「何のための記者会見だったのか？」となってしまいます。

記者会見で見せるのはまず誠意。誠意に誠意を尽くして、最後にゴールに向けた決意を見せるのです。

➤ 「おもしろい画」を与えない

現代は SNS 等でネタが拡散される時代です。事態収束を図る記者会見で、一般視聴者が喜ぶような「ネタ」を提供することは愚の骨頂です。人間誰しも感情はありますが、そこが抑えきれなくなると向こう何年もネットのおもちゃにされかねません。あくまでも謝罪会見は「事態収束」のためであることを忘れずに、会見自体が次の事態を生むようなことは現に慎むべきです。

➤ ピンチはチャンス

みている周りの人が、「会社がこまでするのか」とドン引きするくらい
の決意を見せることができれば、このピンチはむしろチャンスに変えられます。

初動を早く、情報は正確にお伝えし、かつ余計な言い訳をしないという態度が認められれば、企業の姿勢をむしろポジティブに評価してもらえるチャンスにもなります。古くはジャパネットたかたや、最近では KDDI の会見などがその例にあたります。

誠実さに勝る経営手法はないと思っています。もし（こんなことない方がいいに決まっていますが）このような場面にでくわしたら、是非とも思い出していただけますと幸いです。

（弁護士 伊藤 諭）

柴田も本を出しました

今号の巻頭言では、伊藤が本を出版したことが書かれていますが、今夏、私が一部執筆を担当した書籍も出版されました。

望月ほか編「これで防げる！学校体育・スポーツ事故 科学的視点で考える実践へのヒント」（中央法規）です。

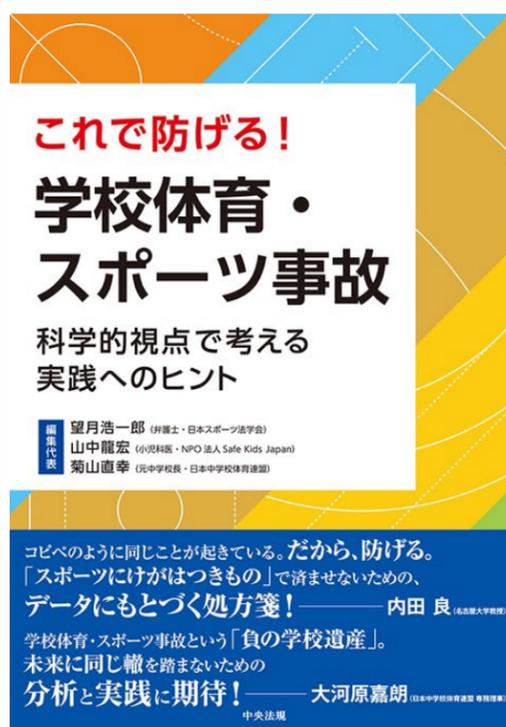
この書籍は、弁護士、医師、教員、技術士など多分野の執筆者が、児童生徒等の安全を確保し、安心して学校体育、スポーツ活動が行えるようにするにはどうしたらよいかとの視点で、日本スポーツ振興センターのデータを活用、分析して

得た結果を凝縮した内容を盛り込んだものとなっています。

私は、第3章4「乳幼児の事故」を担当いたしました。私も小さな子どもを2人もつ親ですので、執筆しながら身につまされる思いでした。この書籍が1件でも多くそういった不幸な事故の予防に役立てばと願ってやみません。

お近くにスポーツ関係者、学校、幼保関係者がいらっしゃいましたら、是非本書をおすすめいただくと幸いです。

（弁護士 柴田 剛）



Coffee Break

みなさんは、「STREAMER COFFEE COMPANY」というカフェを御存じでしょうか。渋谷や中目黒をはじめ国内に複数店舗を構えるスペシャルティコーヒーなどを扱うサードウェーブ系*のカフェです。そんなサードウェーブの一角を担う STREAMER COFFEE COMPANY がプロデュースしたカフェがなんと川崎駅近く、というより駅直結の場所にあります。その名も「**REVOLVER - Booze & Coffee -**」。ミューザ横にあるホテルメトロポリタン内のロビー階にあるお店です。このお店も STREAMER COFFEE COMPANY 同様“ラテ”（エスプレッソをミルクで割ったもの）がおいしいのですが、個人的には夏季限定のエ



スプレットニック（エスプレッソを炭酸水で割ったもの（写真右））がおすすめです。尋常ではない暑さだった今夏もこのエスプレットニックがエナジードリンクとして疲れた体を癒やしつつ元気をくれました。急に気温が下がってきた昨今、お近くに寄った際には是非足を運んで暖かくておいしいコーヒーを味わってみてはいかがでしょうか。（REVOLVER - Booze & Coffee - 〒212-0014 川崎市幸区大宮町 1-5）

(*サードウェーブとは、コーヒー豆本来の持つ香りや味を引き出すために、そのコーヒー豆に適した焙煎・抽出方法・温度にこだわったコーヒーを提供するお店なんかを意味します。スタバやタリーズなどシアトル系のカフェはセカンドウェーブと呼ばれています。

（弁護士 柴田 剛）

Petit trip



10月7日・8日の2日間、私の地元である栃木県鹿沼市において、コロナ禍による中断を経て4年ぶりに「鹿沼秋祭り」が開催されました。私も連休を利用して久しぶりにお祭りを見てきました。このお祭りは、市内にある今宮神社（写真左）の祭礼

として行われるもので、目玉は“屋台”です。屋台とはいっても、露店のようなものではなく、いわゆる山車のことです（写真右参照）。祭りでは市内の町会が屋台を引っ張って町中を練り歩きます。屋台にはお囃子の人たちが乗っており、お囃子が鳴り響きながら屋台は動きます。屋台は彫刻が施されたもの彩色されたものなど絢爛な造りで、一説によると古い屋台では江戸時代に日光東照宮関係の宮大工の影響の下に造られたものもあるそうです。

（弁護士 柴田 剛）

編集後記

10月から事務局に関わる業務で少し変化がありました。

1つ目は裁判所に納める切手の額が変わったこと。裁判所に事件を申し立てる場合、前もって切手または切手相当額の現金を納める必要があり、切手の額の値上がりに併せて、裁判所に納める切手等の金額も値上がりました。

2つ目はインボイス制度が開始されたことで請求書を作り変えたこと。弁護士・事務局ともに意見を出し合い、双方の意見が反映されたものに仕上がりました。あとはお客様からご意見があれば随時改善していきたいと思っております。

前述したように、当事務所は少人数を活かし、弁護士・事務局が発案、意見を言いあえる風通しのよい組織であることが魅力の一つです。この良いところが皆様へのサービスにつながるように日々の業務に励んで参ります。

（事務局 林田）